

八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱

1 趣旨

この要綱は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

2 簡易専用水道設置者等

この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道設置者を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者をいう。

3 届出

- (1) 簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届により市長に届け出るものとする。
- (2) 簡易専用水道設置者等は、前号の届出の内容に変更があったとき、又は当該簡易専用水道の休廃止により簡易専用水道に該当しなくなったときは、市長に届け出るものとする。

4 帳簿書類の備え付け

- (1) 簡易専用水道設置者等は、次に掲げる帳簿書類を備えておくものとする。
 - (イ) 規則第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
 - (ロ) 簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面
 - (ハ) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
 - (ニ) 水槽の清掃の記録
 - (ホ) その他管理についての記録
- (2) 前号（イ）、（ニ）及び（ホ）の帳簿書類は、3年間保存するものとする。

5 報告

簡易専用水道設置者等は、次に該当するときは、その旨を市長に報告するものとする。

- (イ) 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき
- (ロ) 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき
- (ハ) 給水の水質に関する事故が発生したとき

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する

年 月 日

(あて先)
八 尾 市 長

簡易専用水道設置者
住 所 〒

氏 名
TEL

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道給水開始届出書

八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱第3の規定により、簡易専用水道の給水開始について次のとおり届け出ます。

建築物	フリガナ 名 称						
	所在地	八尾市	〒581-				
所有者	フリガナ 氏 名					TEL	() -
	住 所					〒	
管理者	フリガナ 氏 名					TEL	() -
	住 所					〒	
建築物用途	1. 共同住宅 2. 学校 3. 事務所 4. その他 ()				階数	地上 [] 階 : 地下 [] 階	
建築物構造	1. 鉄筋 2. 鉄骨鉄筋 3. 木造 4. その他 ()				特定建築物届出	1. 有 2. 無	
受 水 槽	場 所	1. 建築物内 2. 建築物外	位 置	1. 地上 2. 地下 3. 半地下		総 容 量	m ³
	材 質	1. FRP 2. 鋼板 3. コンクリート 4. その他 ()				有効容量	m ³
高 置 水 槽	位 置	1. 屋上 2. 塔屋 3. その他 ()	設置数	基		総 容 量	m ³
	材 質	1. FRP 2. 鋼板 3. コンクリート 4. その他 ()				有効容量	m ³
使用開始日	年 月 日	平均利用者数	人/日		平均使用水量	m ³ /日	
受水水道名			消毒設備の有無	1. 有 2. 無			
給水方法	1. 高置水槽方式 2. 圧力水槽方式 3. その他 ()						
特 記 事 項							

年 月 日

(あて先)
八 尾 市 長

簡易専用水道設置者
住 所 〒

氏 名
TEL

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道届出事項変更届

八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱第3の規定により、簡易専用水道給水開始届の記載事項の変更を次のとおり届けます。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称		
同 上 所 在 地		〒581- 八尾市
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由 (具体的に)		

年 月 日

(あて先)
八 尾 市 長

簡易専用水道設置者
住 所 〒

氏 名
T E L

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

簡易専用水道（休・廃）止届

八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱第3の規定により、簡易専用水道の（休・廃）止を次のとおり届けます。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称	
同 上 所 在 地	〒 5 8 1 - 八尾市
(休・廃)止年月日	年 月 日
(休・廃)止の理由 (具体的に)	

年 月 日

(あて先)
八 尾 市 長

簡易専用水道設置者
住 所 〒

氏 名
TEL

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

水 道 事 故 報 告 書

当簡易専用水道において下記の事故が発生したので、八尾市簡易専用水道管理運営指導要綱第5の規定により、報告します。

建 築 物 の 名 称	
発 生 日 時	
事 故 の 状 況	
応 急 措 置 及 び 対 策	
摘 要	